

令和元年度決算に基づく 市の財政健全化判断比率などを 公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について元年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

元年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率、連結実質赤字比率および将来負担比率が「－（数値なし）」、実質公債費比率は前年度より上昇し0.3%となり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となっています（表1参照）。

（1）実質赤字比率 実質赤字比率は、一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示しています。そのため、実質赤字額がない（実質収支額が黒字である）場合は「－（数値なし）」となります。

（2）連結実質赤字比率 連結実質赤字比率は、一般会計等のほか、公営事業全会計、公営企業会計の実質赤字額の合計の、標準財政規模に対する割合を示しています。この合計額が赤字とならない場合は、「－（数値なし）」となります。

（3）実質公債費比率 実質公債費比率は、地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務負担行為に準ずる割合を示しています。

表1 令和元年度 健全化判断比率

	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質 公債費比率	将来 負担比率
東久留米市 比率	- (-)	- (-)	0.3 (0.2)	- (-)
早期健全化 基準	12.26 (12.25)	17.26 (17.25)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生 基準	20.0 (20.0)	30.0 (30.0)	35.0 (35.0)	

※（ ）は前年度数値。単位%

資金不足比率

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では、下水道事業特別会計が対象となっており、元年度は資金不足額がないため、資金不足比率は「－（数値なし）」となっています（表2参照）。

早期健全化基準・ 財政再生基準・ 経営健全化基準

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、都知事に報告しなければなりません。

また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を議会の議決を経て策定し、公表の上、総務大臣に報告しなければなりません。「財政再生計画」を策定した場合

表2 令和元年度 資金不足比率

	資金不足比率
東久留米市比率	- (-)
経営健全化基準	20.0 (20.0)

※（ ）は前年度数値。単位%

3年1月11日（祝）に 「成人の日のご祝い」を開催します

3年1月11日（祝）に生涯学習センターホールで、「成人の日のご祝い」を開催します。

対象は、平成12年4月2日（平成13年4月1日）に生まれた方です。案内状は、10月30日現在、市に住民票がある方に11月中旬に送付する予定です。案内状が届かない場合、10月31日以降に転入の届け出をした方はご連絡ください。

【3回目】午後1時15分から東中学校・下里中学校の通学区の方
【4回目】午後2時半から大門中学校・中央中学校の通学区の方
※いずれも開始20分前から受け付け。

【内容】①式典②スライドショー③アトラクション（予定）
【その他】手話通訳あり
【お願い】会場には公共交通機関をご利用ください。やむを得ず車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください（会場の駐車場は利用不可）。また、近隣店舗・路上への駐車もご遠慮ください。障害のある方には駐車場を

うお願いいたします。
※式辞・祝辞につきましては市ホームページに掲載予定です。ご自宅でもご覧いただけます。
ARフォトスポット
会場にお越しにならない場合、ご自宅やお気に入りの市内観光スポットなどでも記念撮影ができる「東久留米市成人の日のご祝いARフォトスポット」を準備します。ぜひご利用ください。詳細は案内状および市ホームページをご覧ください。
詳しくは市文化協会 ☎477・4700 または生涯学習課生涯学習係 ☎470・7784へ。



ページ
の「成人の日
のつどい」の
QRコード

令和3年度 認可保育施設への入所申し込み

申込書の配布は11月2日（月）から
受け付けは11月25日（水）から

教育・保育給付認定申請と認可保育施設の3年4月入所申込書を、11月2日（月）から子育て支援課（市役所2階）で配布します。また、同日に市ホームページでも公開します。入所を希望する方は、受付期間や提出書類を確認の上、申し込んでください。

【申請の受付日時・会場】下表参照



【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当する場合
④長期療養中や障害のある方の看護、介護にあたっている場合
⑤災害（火災・震災・風水害など）の復旧にあたっている場合

表 受付日時と会場

日 時	会 場
11月25日（水）～27日（金）	午前9時～午後5時
11月29日（日）	午前9時～午後4時
11月30日（月）、12月1日（火）～3日（木）	午前9時～午後5時
12月4日（金）	午前9時～午後8時
12月5日（土）	午前9時～午後4時

※いずれの日も午前11時半～午後1時は除きます。
※11月28日（土）は受け付けていません。

⑥求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
⑦就学している場合（職業訓練校・大学・専門学校など）
※カルチャーセンターや通信教育での学習は要件とは

なりません。

⑧その他（①～⑦に類する状態として市が認める場合）
【注意】前記①～⑧のいずれかに該当していることが必要です▼「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由だけでは対象になりません▼障害児保育は前記①～⑧のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります。

【提出書類】東久留米市教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（市様式）▼確認票（市様式）▼健康状況等調査書（市様式。申請児童1人につき1枚必要）▼勤務（内定）証明書（市様式）、その他保育の必要性を証明する書類▼令和2年1月1日現在、東久留米市民でなかった方Ⅱ令和2年度住民税（非）課税証明書（令和2年1月1日に住民

登録のあった自治体で発行されます）
0歳児（出産予定者）の仮申請
【対象】分娩予定日が判明し、3年4月1日時点で生後57日目に達する予定の子（3年2月3日（水）までに分娩予定となっている方）
※5月以降の申請には仮申請はありません。

【申請可能な保育施設】生後57日目以降から受け入れ可能な施設は、公設民営保育園・私立保育園、小規模保育施設、家庭的保育施設です（公立保育園の受け入れ月齢は生後6カ月から）。
【仮申請期間】11月25日（水）～3年1月5日（火）
※11月25日（水）～12月5日（土）までは一般の申請受付と同じ日時・会場で、12月7日（月）～3年1月5日（木）以降の場合は、3年4



【本申請の方法】保護者の氏名で仮申請し、対象のお子さんが生まれましたら出生届を提出後、必ず子育て支援課で本申請の手続きを行ってください。本申請の受付期限は、3年2月17日（水）午後5時55分までです。
【注意事項】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が3年2月4日（木）以降の場合は、3年4

月1日の入所要件に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しとなります。5月1日付入所をご希望の場合は、再度申請が必要です。5月以降の入所は通常通りの選考となります▼お子さんが生まれた後、期日までに本申請がなされない場合も仮申請・内定が取り消しとなりますのでご注意ください。
※入所利用調整は先着順ではありません。例年、受付期間前半は非常に混雑し、長時間お待ちいただくこともありますが、受付期間後半もご利用ください。
※こ来庁の際は、マスクの着用など、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください。

11月21日（土）～23日（祝） 終日市役所本庁舎を閉館します



11月21日（土）～23日（祝）本庁舎1階市民プラザ・屋内ひろば・金融機関ATM・地下駐車場などもご利用いただけません。それに伴い、終日市役所本庁舎を閉館します。ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。詳しくは管財課管財係 ☎470・7718へ。